

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見の募集について（国内希少野生動植物種の追加等）

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

平成20年6月2日（月）～平成20年7月1日（火） 30日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課保護増殖係

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	2通
郵送	0通
電子メール	11通
計	13通

(2) 整理した意見の総数

- ・ 今回の改正政令案に係るもの 10件
- ・ その他の意見等 4件

### 3 意見等の概要と意見に対する考え方について

該当箇所	意見概要	件数	理由概要	いただいた意見に対する考え方
国内希少野生動植物種の追加	ヒメタニワタリの母島産と北大東島産とは区別して指定すべき。	1	母島と北大東島とに隔離分布するヒメタニワタリはそれぞれ大きさや形状が大きく異なっていることから異なる変種と考えられるため。	国内希少野生動植物種は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種)に対して政令で定めるものとされています。ヒメタニワタリについては、現時点で母島産と北大東島産とが分類学的に区別されておらず、また両島の個体群とも法規制の対象とすべきとの考えから、種として指定するものです。
国内希少野生動植物種の追加	母島産ヒメタニワタリについては特定国内希少野生動植物種とすべき。	1	母島産ヒメタニワタリは現在小規模ではあるが流通しており、商業的に繁殖が可能であると認められるため。	現在東大附属植物園において、本種の生息域外保全が実施されていますが、胞子からの増殖は成功しておらず、株分けで増殖させています。本種について、商業的に繁殖が可能であるほどの技術は確立されていないものと認識しています。
国内希少野生動植物種の削除	国内希少野生動植物種からルリカケスを削除することについて再考すべき。	8	<p>○国内希少野生動植物種の指定要件に該当しなくなった学術的な根拠が不明。</p> <p>○本種を取り巻く状況の改善について、「環境省の駆除事業によるジャワマングースの低密度化」があげられているが、完全にマングースを撲滅できてはじめて「状況は改善した」といえる。</p> <p>○奄美大島においてチップ材目的の森林伐採が開始されており、照葉樹天然林の回復について疑問。</p> <p>○国内希少野生動植物種の指定を積極的に解除するメリットがどこにあるのか不明。</p>	<p>ルリカケスについては、捕食者となる外来種のジャワマングースの防除事業の進展や生息する森林の回復等によって生息状況の改善が見られたため、平成18年12月に公表した環境省の鳥類レッドリストにおいては、本種を絶滅のおそれのある種にリストアップしていません。環境省では、平成19年度にルリカケスの生息状況等の調査を行い、成熟個体数1,000羽以上の生息など、レッドリストで評価された生息状況が継続されていることを確認しています。</p> <p>このことにより、ルリカケスは希少野生動植物種保存基本方針に定める国内希少野生動植物種の選定要件に合致しなくなったものと認められるため、今回、国内希少野生動植物種の指定を解除することとするものです。</p> <p>奄美大島において、林業に伴う森林の伐採が行われていることは承知していますが、現時点で、ルリカケスの種の存続に支障を来す事情が生じているとは認識していません。</p> <p>なお今後もルリカケスの生息状況に関する情報収集を行い、本種の保存に留意して参ります。</p>
その他	ジュゴンを国内希少野生動植物種に追加指定すべき。	3	絶滅危惧種で天然記念物に指定されているジュゴンを国内希少野生動植物種に指定すべき。	今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
その他	種の保存法第38条立入制限地区について、規制を追加すべき。	1	現行制度が甘い。	今回の意見募集とは直接関係のないご意見と考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。